中外新聞

合本

巻五

特
西垣文庫
文庫10
7323
5

特文庫10
7323

慶應四年五月第三板

中外新聞

巻五

第廿八号より
第三十四号まで

神戸市立図書館

神戸市立図書館

中外新聞第廿八号

慶應四年閏四月廿四日

総督府より社へ　仰出の趣

松平肥後追々暴動ゟ及ひいへ共既ゟ罪魁ゟ死一等社宥

いは上ハ悔悟伏罪　由仁恵を仰くゟ於てハ寛典の由所置可

有之ハ万心得違ひ無之扨可仕旨　由沙汰ハ事

四月

右由請

由沙汰の趣難有拝承仕ハ共徳川家名の成行不見届内ハ

決而謝罪仕万哉覚悟ハ万可然由沙汰奉願ハ以上

西宮文庫

○或る曰會津侯を只管恭順を尽し　天朝へ哀訴の狀を奉
まつり其文意ハ伏見の一條ニ付て出咎めの儀ハいまだ其時
の先鋒隊長を斬首して差上可申且本城と相離まいハ領地の
内も差上いても不苦但し右の通罪を私一分ニ引受けハ
付てハ主家ハ江戸内府ハ元の如く復官復禄ニ　仰付ハ
拙仕度左も無之主家へ出咎め被　仰出ハ拙の出事ニてハ
決して服罪仕る者との趣ありしら例の如く中途ニ滞り
て未タ　天聽ニ達せずと云ひ或る曰會津侯ハ謹慎恭順の意
動く事ありと雖も家臣ハ激徒多く脱走して諸方ニ潜伏
し南方の兵を襲ふと謀る者関東諸州ニ充満し其数四万

ニ過く可しと但し是ハ風説の侭あれバ其詳を知る可らず
○東久世殿廿二日横濱より俄ニ江戸西本願寺へ轉移ハ
○横濱在留外国人書狀の訳
本月十一日英国蒸気船ミヤコ入津し其船ニ乗来る者の
話ニ京師ニ於て関東の處置振の評議まちまちあり長州侯
も速ニ寛大の恩典を下し侵掠の地を還すべしといひ藝州
侯ハ徳川前將軍を初め官位ニ復し諸侯の長として議事院
の上席ニ列せしむべしといひ因州備前其他二三の諸侯ハ
封を削りて三四十万石の諸侯とすべしといひ或る一
二の諸侯ハ全く徳川氏の家を滅却せしむべしといふ是ニ

依て評議急に決せんとす其事実に然らや吾等の意を以て測る所にあらず　朝廷より急に寛典を下しらはざるに於て愈北部諸侯の志を固め日本分裂の勢止む事能はざるに至るべし然るに南方諸侯の内にも互に紛争を生し終に禍乱ゆむ時あらん

或る外国人北方諸侯へ夥しく施條銃を賣りうる者ありと聞く若し実事あらば是亦局外中立の律に違へり

○

閏四月のころ　聽雨

世の常にならぬ月の空ながめれば詠むる袖もらるる頃かな

年を経し千代田寶田荒はけりとくもきうくせ千代田寶田

いうれるをりにうみ人しらん

武藏野の尾花ゝ波をきもくくる二荒の山の月ハ曇らし

ものゝ身の上ハ思もそかゝらぬ角のゝそひあまれい

つもそ

感慨偶作　岡本長之

要息干戈解内憂其如外冦覬神州桓文功業王家貴周召風治民庶休萬世應須全玉璽一時莫誤缺金甌請看角逐分爭勢蚌鷸并遭漁父收

感慨偶作　水哉逸史

○閏四月十六日出板横濱新聞の訳

六ケ月以来日本全國騒擾を生し貿易の妨最甚し元来今年頃ハ貿易も餘程盛んニ成るべき見込ありしが忽ち差支を生じ即今ニ至りてハ當春淀伏見ニ於ける戦争よりも遥ニ過きる大変将ニ起らんとす

大坂ハ日本の中心にして四通八達の要地なり此地一たび勝ち誇る南方諸侯の有るとして　天子も御幸ありしかども東西諸国の事治まらず各藩蜂起の注進頻なるが故ニ彼の権臣等止むを得ず此土地を捨　天子を擁して京都ニ帰る

北方有力の諸侯皆暗ニ會津を授け更ニ南方の會盟ニ加はるの景色あり然るニ會津を尚自若として動かず時機ニ至らざる故ニ少しも戦形をなさず兵書ニいはゆる備へ有る者ハ必ず軽挙せず軽々動く者ハ必しも備へ有らずといへる語を以て鑒れハ會津ハ日本全国中の強藩ともいふも其実を得るが如し

○

モニテウルと名くる新聞紙ニ或る英吉利人魯西亜領のペリヤとヒンランド辺の紀行を抄録せり其内ニ彼地の気候を説きる条ならり左の如し

夏至後二三日の頃より積雪始めて融解し大抵十日程の間
に残雪皆消し小暑を過れい野に始めて緑草の芽を生ずる
を見る土用の前一両日より草木花を開き大暑後二三日に
い既に実を結ぶ其実立秋前四五日に至ればい悉く熟し立秋
後十日を経ざるに草枯れ木落てまゝ雪を見る大抵年く一
二日の差はなれども概算あるに一年三百六十五日の内僅
五十五六日の間に春夏秋の三季忽ち過ぎ去りしに反して
冬季の長き事三百餘日に過く酷寒凍冱え贅言を待ざる
訳者云魯西亜ハ世界第一の大国なれども其領地ハ此
の如き気候の地方極めて多し故に我国の如き寒温中和

の国に住る者ハ生民の大幸あるを忘るべからず且随
て魯西亜人の我土地に望みを掛くる故を察すべし

○四月廿八日出板印度シンガポール新聞紙の訳

仏蘭西○日本在留新ミニストル ストルレオンロゼの代として今便此表を出立せ
ムウトレイ是までのミニ
閏四月十七日横濱に到着せり
近来仏国にて戦争の起るべき由流言大に行はれども都
府巴勒にて却て静謐無事なり或は云ふ政府にて何時を
論ぜず大軍の出さるゝ拙に右等の説を流布して人気を鼓
舞せ

ベルギー国王レオポルド近日巴勒より来着ありべし
墺地利○政府ていハノーフルの廃王を勸め他州より於て
新に王府を建てしめんとす
魯西亞○ナの新奉行波蘭人の権位旧格を悉く停止せ
んとする沙汰を出せり波蘭人表向よく恭順して其命を受
くと云
○
四月中水戸脱藩の士四百餘人新潟に着し其内八十人程同
月廿五日佐渡へ渡海いそいで姓名ハ不分いへども重臣ハ
交り居ハ由佐渡より報告ありし

○シンガポール新聞の續き
イスパニヤ国ハ於てカタロニーと云地にて一揆起り
諸職人産業を廃し国中穏ならず
仏蘭西の魯西亞公使ハロンドブトベルグ近来バロンミー
エンドルフと中悪しうして退役の後刃傷に及べり
ポルトガル国の王妃イタリヤへ旅行を
エジット国王疾病危篤其嗣子幼冲にして僅六歳なるより若
し国王薨ずるに至らば政事向必ず乱るべしと国民疑懼を

抱ける

亞墨利加合衆国勝手向不融通の模様なり四千万ドルを差
支へ官借の沙汰なりとぞ

アビシニー国王暴悪なるを依り英国より兵を差向け戦争
ありしが此節国王ゼオドル不快にて鋭気大に衰へ英兵を
抗するの力初めの如くあらずと云

川本清次郎　訳

○

英国医師スチール宇和島藩士を途中を警衛せしれ神田橋
内元酒井左衛門尉屋敷に滞留する官軍の怪我人を見舞に
度々来りし由

姫路老侯先頃国許へ出立し途中より俄に江戸へ引返しに
成られ右は箱根辺に浪士夥しく屯集し通行し難き故なり
との風聞ありしが多分虚説なるべし実は病気に付引返さ
れる由なり

○火薬雷粉を麁相に取扱ふまじき戒

大抵人の怪我過ちは平生の心得方麁相なるに依る者なり
近来砲術盛んに行なるに付て火薬雷粉を製する者も賣
買する者も次第に多く成る故それが為に怪我をし身
を傷ひ命を失いする者も亦隨て多し其内火薬は昔より取

扱い来りて人〻皆おそらく物と思ひ込み大切に取扱ふ
上に烟草の吸殻或い炭のこぜる又い蠟燭の倒るゝとゝ
ふ縁故あれい火を発する事あり夫故火薬の激発を稀
あれとも雷粉に至りてい僅に擦り合ひ或い物の響きに依
りても俄に火を発するものあるを以て最恐るへきの劇薬
あり然るに世人の取扱い慮相ある故にや年〻雷粉の為に
怪我する者少からん先年日本にて始めて雷粉を製せし人
に尾張の医師にて吉雄俊蔵後に常三と称せし人あり
遠西観象図説西説観象経粉砲考等の著述なり
此人も可憐雷粉の為に手を傷ひ其疵終に平愈せんして物

故せり是も天保年中の事なり其後雷粉にて生命を損ぜし
者幾人あるを知らん此程都下穂ぢらざる最中本郷附木店
迎にて雷粉誤て火を発し即死一人怪我人両三人ありし其
時に雷粉の発する響を聞きて近辺にて砲声歟と思ひて
大に驚怖し混雑せし由あり
右等の事に依て西洋書中の文を抄訳して以て戒とす
○雷粉を只鉄と鉄との間に置きて打合をするのみあらん
銅真鍮或ハ硝子にても木にても打合をするに或ハ強く摩
擦する時ハ必ず火を発するを以て管に詰めんと欲せば
常に水を和し置き決して乾燥せしむる事あるべし目方一匁

位より多くハ一器に入れ置くべし貯へおく時ハ必ず少しづゝ分けて紙に包み書物の間に挿みおくか或ハ木の小さき箱に分ちて入れ置くべし然る成る丈け水を打ちてしめらし置くべし雷粉を製して日光に晒し日乾りの温気にて幾度か火を発せし事度々ありと云

厚生堂主人　訳著

最第一あり

アメリカのニウヨルクにて珍しき物を発明し始めて是を製し出せり其名をスチームメンとゝ云蒸気人形とゝ云事あり此人形の全身鉄にて造り其高さ七尺九寸目方五百斤

ばかり價銀凡三百ドルにて出来せり人形の足を鉄板にて是に蝶つがひにぎき金等を備ふ扨人形の胃の腑を竈にして胸に蒸気鑵を仕掛け烟を頭上へ抜く扨此人形に車を挽くせ其車に乗り行くあり其速なる事大抵日本里数一里を七ミニュートに走るべし勿論道路の屈曲に随て方向を替る事も自由あり且路に少しの高低ありても差支へあし実に希代の仕掛ありと云ふ此物ばかり行く世に行きゝに至らば諸葛孔明の木牛流馬も物の數あらじと謂ふべし

右和蘭の新聞紙より抄出せ

○

廿二日の夜牛込揚場に繋き在り〻荷船へ賊四五人来り矢庭に番人一人を切殺し外一両人に手を負せ〻り近辺の者馳せ集り一人を捕へ得〻りしが其餘い鉄砲を放ち砲声のまぎれに逃去りしる由

○京都にて仰出の趣　酒井左衛門尉

徳川□□に處置の儀追〻に沙汰の趣も有之い通叛逆頭然其罪天下万民俱に所知りて終に恐多くも　親征行幸を為遊深く為悩宸襟い処今日に至り全く恭順謹慎の道相尽しい折柄其方事既に當正月三日以来大変動に至りい事跡承知致しあるら賊魁松平肥後其他党徒共に與し益暴威を募　官軍に抗し万民塗炭の苦を不辨言語道断の次第天人倶に所悪不届の至に依之官位い条家来の者に至るまで一切入京不相成旨　仰出い事

閏四月

○請西侯の歎願書

此度徳川□□恭順の廉を以て　仰出い五ケ條の儀実行相立い上は寛典の處置を以て徳川家名立置い段　仰出誠以て憐愍の沙汰難有仕合奉存い然る処恐多き嘆願に座い共私家筋の儀徳川家康九代の祖松平親氏

臣下ヨ孫成いてより以来譜代の旧臣ヨて三百餘年の恩義
海岳実以忘却難仕ハ座い間徳川家名ヲ為立い上随従仕多
年の恩を報ーヤ度志願ヨハ座い依之私領地献納仕度何卒
右の情実　聞ー食ーかさせられ如前ヨ徳川家僕ヨヲ成下
置い私泣血奉歎願い以上

四月　　林　昌之助

○

三條大納言殿ヲ博学ヨて寛仁の長者ヨり且能く下情ヨも
通せられヨる由ヨれど不日ヨ寛大の恩典を布告ありて御
相續ヲ勿論江戸市中元の如く成ヨべーと諸民喜び合へり

中外新聞第三十号　　慶應四年閏四月廿六日

閏四月四日大坂ヨ於てヲ　仰出い ハ書付写

一　此度大総督宮ヨり言上の趣ヨ有之徳川□□降伏謝罪奉
仰　天裁いヨ付てい非常至仁の　慮を以て寛典のハ處
置可ヲ　仰出依之来七日　還幸ヲ為　在い旨ヲ　仰出い
事

閏四月

○同月十一日ヲ　仰出の趣　三條大納言

今般徳川□□降伏謝罪奉仰　天裁ハヨ付以至仁之　叡慮
寛典の　ハ處置ニ　仰出ハ万速ヨ東下億兆人心安堵ハ抵
取計可致摠テハ委任可為関東監察使の旨　ハ沙汰ハ事

後四月

江藤新平
小笠原唯八
新田三郎

右同断ヨ付附属ニ　仰付ハ事

萬里小路辨

今般為関東監察使三條大納言ニ差下ハ間為附属東下ニ
仰付ハ事

松尾伯耆
中川對馬

三條大納言為関東監察使下向ニ　仰出ハ間附属ニ　仰付
ハ事

○

ロンドン、エンド、チイ子と名くる新聞紙ヨ仏国帝ナポレオ
ン大病の由を記せり故ヨ之を訳して第十五号ヨ出せり其
後公私雑報ヨも同事を載せ然るヨ右ハ全く傳聞の誤
なり病気ハ一時の事ヨて速ヨ全快し當時壮健無事なり既

に近日帝妃同道にて芝居見物に行られし事も有り右の如き風説の起りしハ英吉利のプリンス鉄砲に中りし頃の事にて西洋諸州様〻の風説有りし故ありと仏蘭西人の物語り因て爰に記して十五号の誤を正す

尾州佐屋辺の文通の由にて名古屋の藩中二三に分て國内穏あらず其内浪士蜂起し犬山落城に及び名古屋城も勿論市中も過半焼失の趣を記しこれる明細の書付を得たり但し日附疑ふきに依り尚更探索を遂げし処全く右の書付を偽物の由去あらば藩士互に黨を結びて不日に内乱の起るべきと云ふ事も実事あらん

今月四日奥羽北越の十三諸侯越後の椎谷に於て會議ありし其事未詳あらず或は云ふ會津の重臣も列席せりと

岩倉殿い忍より舘林高崎に移り九二日又江戸因州屋敷へ帰着せらる

横濱在住の兵卒百人程脱走して行方を知らざる由

水戸表は極めて静謐にして往来道路も差支なしと云ふ野州総州いづれも追〻鎮静を

庄内の兵天童を攻落し山形に向ひし由の報告ありしに依て官軍追〻羽州に発向せ仙臺と會津の戦も其後如何あるや未詳あらず

昨日別紙金銭相場改正の市布告を得るゝ依て速ゝ出板せし処其後或る友人より増補せし稿本を送りしゝより今改めて附刻せ

○三條殿昨廿五日朝市下著相成い由

一昨廿四日朝大川端ある久世侯の屋敷内にて戦ひあり双方怪我人あり程なく引分れゝ成ゝる由

十八日十九日又ゝ日光辺ゝ二三度戦ひ有りし由

廿五日官軍急ゝ浅草市門両國辺を厳しく固めゝる市中大ゝ驚怖せ

○

慶長金小判一分　百両ゝ付日方金の品位　百両ゝ付此通貨

武蔵判　四百七十六匁　金四百一匁二三六　銀六十四匁七十七四　九百〇五両一分二朱ゝ換

表ノ字金　同　右同断

元禄金小判二朱一分　二百五十匁　同二百十匁七三　同三十九匁二七　四百七十五両二分

享保金小判一分　四百七十七匁　同二百七十三匁六三　同二百二匁九三七　六百三十四両三朱

元文金小判一分　四百七十六匁　同四百十三匁九六六　同六十二匁九分六六　九百三十両一分二朱

真字二分判　三百五十匁　同二百二十六匁　同百二十四匁　五百十八両二分二朱

文政金小判一分　三百五十匁　同百九十七匁三五　同百五十匁四六五　四百六十両

壹朱金　六百匁　同七十二匁三八七　同五百廿匁七三　二百五十七両一分二朱

草字二分判　三百五十匁　金百七十匁二一　銀百七十八匁八九　右同断
古貳朱金　同　円百三匁六六六六　円二百十七匁三三三　二百六十。両三朱
五両判　百八十匁　円百五十匁七二四　円二十八匁二七六　三百四十二両一分二朱
保字小判一分判　三百匁　円百七十匁三三六　円百廿九匁六七四　三百九十七両二分二朱
正字判同　同　二百四十匁　円百三十匁三五八　円百三匁七四一九　三百十七両一分
安政二分判　三百匁　円五十八匁六六六六　円二百四十匁三三三　百六十一両三朱
元禄大判　一枚目方四十四匁一分　六十一両一分二朱
享保大判　同　七十八両一分
慶長大判　同　右同断
新大判　三十匁　廿六両二分一朱

寛永鋳銭　代り廿四文　天保銭一枚ゑ付四枚を以て換
同銅銭　代り十二文　同　八枚を以て換
文久銅銭　代り十六文　同　六枚を以て換
天保百文銭ハ是まぢの如く通用
大政ハ一新ゑ付宇内貨幣の定價ハ吟味の上古今通用金銀
銅銭等別紙の通ニ仰出ハ間ハ市ハ中ハ不洩ハ拙可相觸もの
ハ

慶應四辰年閏四月　太政官

中外新聞第三十一号

慶應四年閏四月廿九日

紀藩より官軍の參謀某へ呈せし書

當正月三日伏見表に於ての事件に付不計も奉觸　逆鱗錦旗輝動に至りは段誠以奉恐入は至極に座は元より於□□尊　王の志厚く　朝廷に對し奉り反心無に座候を數ケ年の　朝覲　実行判然　べく加之政権奉返上只管皇國保全有之度志願の外二念無に座は會桑以下の者共も時勢不得止の事情より臣子の至誠難默止赤心に出其事聊過激に渉りは候も可有に座へ共是以て奉對　朝廷毛頭

異心を挾む儀は無之座に然るに今日の状態に立到りし段
日夜慟哭涕泣弦在に処尚徳川家に付ての歎願をば不致為
聞召に沙汰をも奉畏此上哀訴の路も絶果旻天に号泣し
微運を悲み折柄奈謀當地へ出張の由承り尊藩従来の縁
辺の私親をも姑く置き兼くに依頼在に在る故を以此度宗家
の事件に付ても厚く周旋致下度哀情吐露仕る□□恭順
謹慎無二念の段達 叡聞寛典の御處置可致 仰出旨然る
上は一時の罪名は氷解徳川家安堵の 御沙汰成下る後
と奉存候へ共方今府下人心恟々動もされば擾乱を可醸成
勢況や徳川氏三百年の治世恩顧譜代百万の臣民悲歎に堪

兼ねて動揺仕り一度干戈動き應仁末の轍を履む拙成行
ては上を對 朝廷実以奉恐入下を億兆生灸の塗炭も悶
然〻〻く将海外の覬覦も如何可有之哉と杞憂百湊此事
に御座は先年毛利家一旦 朝敵と相成る処非常の 天恩
を蒙りし至近の先例も有之旁徳川祖先以来の功業を不
為棄此上共厚く御周旋成下度是偏に徳川氏一家并に其
臣民の幸福のみに無之 皇国万民の為敢て奉懇願に以上

紀州 在府家来共

四月

○三月中京都にて御 仰出の趣
近来宮堂上方名目にて御貸附金と称し取扱に向も往〻有

之趣ゟ相関え以の外の事ゟハ今般ハ一新の砌右抵の儀ハ
無之筈自然右ホ似寄の儀取扱ハ者有之ゟおいてハ紀の
上厳重の　ハ沙汰ハ間心得違無之抵ハ　仰出ハ事

裁判所

三月十八日

○

四月廿九日太政官代ゟ於て軍防掛り鴨脚下総を以て左の
書付を信濃美濃各藩へ達せらる

戸田采女正
真田信濃守
其外十七藩

松平肥後其他賊徒益反逆相募北越ゟ信州表へ侵入の段
相関えハゟ付尾張大納言へ追討ハ　仰出其藩の儀も同抵
ハ　仰付ハ条万端尾州ヶ談同心戮力速ゟ逆賊討伐致ス
き旨　ハ沙汰ハ事

四月廿九日

同日尾州侯ハヶゟ不及駿遠三各藩へも同抵ハ達有之由
牧野遠州へも同抵の達ハ達しハ別段歎願の次才ゟ依
りて出兵を免され左の如く相達せられ候由

牧野遠江守

信州路へ賊徒侵入ゟ付出兵ハ　仰付ハ　共其藩の儀碓氷

嶺警衛仰付置いよ付被免い条猶亦関門厳重相守い
抵ハ沙汰い事

閏四月十五日

○

岩倉殿館林城ハ滞在中閏四月十五日夜左之通仰付い
ゝ子細い未相分らず

謹慎　参謀　長藩　曾志幾金三郎
同　須坂藩　寺角周助
同　館林藩　齊田源藏
同　関口喜兵衛

同

○近日新報　佐藤勇

十九日夕前橋の兵沼田を出立し三国峠の方へ発を
三国峠の向ふよ會藩ら他の脱走兵うは未ど相分らず新関
を設ゝて往来を改る事甚厳しき由
廿一日安中の兵一小隊沼田へ出張を
廿二日高崎よ於て諸藩重役の集會ら巡察使原安太郎の
呼出しよ依てあるべし
奥羽各藩白石よ於て會議し會津侯の為よ建白書を出せり
然るよ　勅使九条殿い尤の事ありとヤされしゞ参謀おを

不承知の者もありて未決よりう
仙臺南部三春二本松岩城平ホの兵白川城下ヨ出張せしゞ
今月十七日頃より各藩思ひくヨ退陣せし由
右ハいつれも慥ある風聞ア
或ハ云ふ廿日ヨ三春の関門打破られ岩城平の兵と會津の
兵と一戦あり勝敗あしと
又云ふ白川城戦争中官軍の内ヨ裏切りせし者ありて城中
より火の手上り落城ヨ及ぶ市中ハ焼失をと但し此二ケ条
をいまゞ委しき報告を得ざる故ヨ虚実定め難し重ねて慥
ある便を得て書記をへし

四五日前深川清住町関宿戸の屋敷ヨ騒動ありし其近辺の
風聞ヨ其程下総の戦争ヨ依り久世侯深川の屋敷ヨ來り居
られし処家老某といふ者官軍ヨ加ハり不意ヨ襲ひ入り候
の居間へ鉄砲を打掛けしヨ之ヨ依て其家臣共必死を極め
て防戦を然る処熊本の隊長これを聞き急ヨ双方を引分け
候ヨ鉄砲を向けしる者ハ何分不届ふれば此方ヨて處置可
致ヨて其人を引連て帰りし由

中外新聞第三十二号

慶應四年五月二日

閏四月二十二日横濱出板新聞紙の抄訳

日本の国勢弥傾きて次第に晦冥に至らんとす国中悉く分裂争乱の徴候をなしたり戦争処々に起る評判なり

四月上旬亞墨利加より来りし鉄船ストーンヲールを元来江戸政府の誂へにして既に内金をも請取り日本へ渡海せしあれども其船の到着せし頃日本紛争の始めにて局外中立の觸書を出しにより折柄故何方へも引渡さず亞墨利加の旗章を建てし當港に滞留せり然るに此程大原前侍従より右

鉄船を相渡し吳に拓代金を如何程にても拂ふへしとの掛合なり依てミニストル（フヲン・ブルケンブルグ）より此次の便に本国へ其事を申遣し大紗領の命令を待つべき由その命令達せざる間に相替らず中立の規則に随ひ何方へも賣渡す事あるべしと

○仙臺米澤両侯より奥羽鎮撫総督へ申立に書付討會先鋒に仰付両国より出兵既に仙臺先手勢及接戦に処今般降伏謝罪の儀容保家来共申出に付仙臺国境陣門に於て門罪督責致させ処伏見暴動の一挙を畢竟指揮不行届より事卒然に発し天聽を驚し奉りに段至極恐縮の餘容保儀も帰邑退隠の上當時城外に於て恭順謹慎相尽し頗る先非悔悟仕在寛大の御處置に成下に拓別紙歎願書の通家来共申出に間益　天朝の御仁徳奉感戴に拓御處置奉伏望に會津国情等の儀も委細演説を以て申上に通に御座に間深く御汲量寛典の御沙汰に成下に拓一同奉懇願に以上

閏四月

仙臺中将
米澤中将

○會津藩の歎願書

奥藩の儀に山谷の間に僻居仕在風気陋劣人心頑愚にして

旧習ヨ泥み世変ヨ暗き土俗ヨハ産レ処老寡君京都守護の職ニヤ付レ以来不及　天朝尊崇奉安　宸襟度一途の存念より他事無之粉骨砕身ニ在万端不行届の儀ヨハヘども　朝廷のハ垂憐を蒙り多年の間何と欣奉職仕居臣子の冥加無此上難有奉存鴻恩万分の一も奉報度国奮励ニ在奉対　朝廷ハ後間き体の心事神人ヨ誓ひ毛頭無ハ産伏見一挙の儀ハ一事卒然ヨ発し不得止次第柄ヨて是亦異心等有之儀ヨと毛頭無之ハ得共一且奉驚　天聴ハ段を恐入レ次第ヨ付帰邑の上退隠恭順ニ在レ処此度鎮撫使ハ東下ハ両藩へ征討の命相下りレ由承知仕愕然の至り斯ヨて　宸襟を悩ま奉りレ儀何共可申上拠無ハ産レ此上城中ヨ安居仕居レて何分奉恐入レヨ付城外ヨ屏居ニ在　ハ沙汰を奉待レ万一視同仁のハ宥恕を以て寛大のハ沙汰ニ下度家臣をて奉歎願レ右の段幾重ニも厚ハ汲量ニ下ハ取成の程深奉懇願レ以上

慶應四年閏四月

會津家老
西郷頼母
梶原平馬
一瀬要人

右の外列藩の願書ハ第三十三号ヨ出

○再ひ　大総督府へ差出しに建白書

負罪之小臣毎〻冒瀆　尊威恐懼不少奉存に〻共既に不憚忌諱献言可仕　令旨をも蒙居に付泣血奉言上に過日社

仰出に　朝裁中玉石俱に焚く　に趣意に無之段　に沙汰有之実に　神武不殺の　王師誠に難有　聖慮に庇に然る処今般　に追討として　に東下の砌徳川家譜代恩顧の大名旗本等只管　朝命遵奉既に先鋒と成り居下りに者共　に褒賞を蒙りに哉に奉拝承に軍機の上可然に事と社為在に に伐とハ万〻奉恐察に〻共其中或ハ其心底唯利是視歴世渥恩の主家に背き人倫の綱常を相失ひに輩も可有之歟若し果して然らんにも如何ぞ　皇国の為に忠義を可抽道理あらんやと奉存に寡君□□恭順の実功相立寛典の

に沙汰可社　仰出祈柄　王政に維新の際徳川祖宗以来歴代君臣の義理を守り主家と存亡を共に仕度所存の者共も殿の頑民と同日の論として其情実憐む べき者に有之此輩天下に在て に頑民に可有之に〻共徳川氏の為にハ忠臣とも可申者にて既に其主家に忠なる上に他日　皇国の に為に忠勤を可抽者に相違有之乃去とも存に是等の情状并に

社　仰出に　に趣意に厚く に深考社成下格別の　皇恩を以て此輩社　召上に知行所に差戻社成下にもゞ天地覆載

の　聖恩千万歳の下天下万民可奉感戴存ぜ此段奉申上
ぜ死罪〻〻謹言

閏四月　　勝安房守

○閏四月廿九日　大総督府より　仰出の趣
□□伏罪の上ハ徳川家名相續の後ハ祖宗以来の功業に
思召格別の　慮を以て田安亀之助へ　仰出ぜ事
但城地禄高の儀ハ追て　仰出ぜ事

閏四月廿九日出達の趣

徳川亀之助様出事今日より　上様と奉称　上様出事と
前上様と可奉称ぜ
右之通可に相觸ぜ
閏四月
出旗本出家人月代不剃抵相達置ぜ処明朝日より當地又ハ
在ぜ者ハ一同月代剃ぜ抵可に致ぜ
右之通可に相觸ぜ

閏四月

○奥羽列藩の老臣〻奥羽鎮撫総督府へ〻立い書付

此度會津征討ニ付　仰付各藩出兵既ニ仙臺先手数及接戦い

処容保家来共降伏謝罪の儀ヲ出仙臺国境陣門ニ於て紛明

相遂い処伏見暴動の後た全く異心ホ有之筋ニい無ホ庭い

へど〻一事皆卒然ニ相發〻奉驚　天聽い段深く恐入其節

の先手隊長ホた別〻て謹慎ヲ付置奉待ホ沙汰何ホ共処

置仕い由ニホ庭い処畢竟容保兼て指揮不行届の所致ニ有

之い段至極恐縮仕當時城外ニ於て恭順謹慎相尽〻先非悔

悟在い段家来共歎願書を以てヲ出降伏謝罪仕い上い幾

重〻も寛大の ホ處置ニ成下至仁の　聖恩奉感戴い ホ奉伏

望い尤當時　王政ホ一新の ホ場合〻ニ為在いへた何分

不ニ為動干戈人心の向背をも深可ニ為有ホ汲量ホ時節と

奉存い勿論春夏の間た農時の甚急務ニもる処ニ有之自然

民命の大ニ所関係ニホ庭い万是ホの儀共篤と　ホ諒察ニ

成下今日の事た只く會津一藩のみの ホ処置を不ニ為　思

召寛大の ホ沙汰ニ成下いた〻実以て奥羽ホ鎮撫の道赫然

ニ為立い ホ偏ニ存込列藩衆議相尽奉懇願い猶亦連名外の

輩た駈付次才可奉ヲ上い恐惶謹言

慶應四年閏四月

仙臺　米沢
盛岡　二本松
守山　棚倉
中村　三春
山形　福島
上山　亀田
一関　矢島

根本公直

時鳥雲井もとゝきこゆなり葵花さく時や来ぬらむ

○

えいしん

○西洋諸国公事裁判の事

西洋にて公事訴訟を裁判するに第一刑法といふ者なりて何様の悪事を為さば何等の刑に行ふべしといふことを委しく定め兼てより之を世上に公布し置き若し之を犯を者なれば即ち其定め通りに刑を行ふあり次に裁判役なる人を何身分に抱えしむ法学の学校に入り政律の書を研究し試業を受け甲科に登り而して後に始めて役に附き訴訟の事を取扱ふあり其外に又代言師といふ者なり亦法学の試業のみ官府の許しを受けてありする人あれども官禄なる者に非ず公事を為さんと欲する人の之を頼ん名代と

ありて道理のいらん限りいひ之を弁論するあり故に少年婦女等い言ふに及ぶべ総て弁舌巧あらべ道理を説き明をこと覚束なしと自ら思ふ者も皆之を頼むことあり扨又吟味の節ないい訴訟方と相手方と代るゝ裁判役の前に出て糺問を受くることとして双方相對にて論弁をすることあり是皆能辯ある者の不弁ある者を無理押に言伏せるを妨せくあり又吟味中余人の見物を許し之を拒むことあり若し見物中に自ら訴へ証拠に立たんといふ者あれば内に入れて言もむるといへども連累の患あり或も連累に及ぶことあれば休業の償を与ふるあり其他吟味の節拷問を用ひを拷

問を凡そ百年前に之を廃せるより蓋し拷問の法ひとべ情実を得ること少ふらざれど人を無実の罪に陥しいること亦多ければ詰る所無きの勝るに如らず且動もれば拷問の方却て本刑よりも酷烈なることあり其他もゝ越訴の法ひり假令べ邑侍の裁判に服せざれば州侍の訴へ州侍の裁判に服せざれば国都の大侍門に訴へ猶其上に服せざれば国會の大評議にて之を決するあり牢屋の法最も心を尽せり大抵牢内入込といふことあり人毎に一間を与へ且相應の手業を為せ徒然として居ることを許さべ右手業にて得る所の銭も預置きて出牢の節家業に取附く

べき手當とあり又望みによりて食物を買与ることもあり
より刑罰を極めて軽く嘗てより死刑を廃せんとの議あり
よりて其他推して知るべし心竟文教行き届き乱心狂
過失なき非ざれば大罪を犯す者殆ど之なきに至れりあり
是れ西洋諸国公事裁判の要領あり窃に惟うるに我邦従来
裁判の法西洋に比すれば少しく及ばざる処あるに似たり
先づ第一に刑法の公布と云ふことあり役人を門地より出
て材学に抱らず代官師と云ふ者もあり相對して論弁せ
しむるが故押強く弁口の過れる者勝を取り且吟味の場
所を余人に見せず其上拷問の法あり又其上越訴の厳禁あ

るが故に若し役人に不良の心あれば私曲の何程にても出
来る道あり偶々傍より冤罪を知りて証拠に立んとする者
あるとも連累を恐れて口を閉ぢ牢屋に諸罪人入込あり
が故に入る時は左程の悪人に非ざる者も暫時の間に悪心
上達し出る比は真の大悪人となるあり刑罰の重きこと
も絶て十両の盗賊を死刑に處するに至る然ども文教行
き届き裁判當らざるに故に少しも懲りることなく盗賊
の横行日に甚し凡そ此數件皆我邦の西洋に及ばざる処歎
息に堪ざるあり方今百度に一新に相成り万国を靡する程
の制度を立させらるべきとの我輩小人驚喜に

ど就てハ此等の事を早速ニハ改正有之度鄙心窃ニ希ひ望む所あり未ニ知らざ四方有志の士如何ある高見ならや我れ只我ゞ思ふ所を述べ以て大賢の取捨を乞ふのみ

神田孝平　述

中外新聞第三十四号

慶應四年五月九日

横濱在留外国人より柳河氏へ贈る書翰の訳

新聞紙追〻ハ恵投之下辱奉存ハ小生儀此節閑暇ニ有之日本語学専ら相心掛け居ハ百幸ニ中外新聞を披き讀習ひハへハ日本文章と方今の時勢とを同時ニ了解いたしハ故殊の外重寶ニハ度ハ尚此上引讀き無中絶ハ差送り相成ハ私仕度ハ英吉利亞墨利加和蘭三ケ國の新聞紙飛脚船の度毎ニ入手ハ間其度〻呈上可仕ハ誠ニ新聞紙ハ起立の儀ハ此上も無き美事ニて日本国益文明隆盛ニ相成可申前表と存

陰相悦ひやい五大洲内いつれの国にても新聞紙有之いへ
共国政正しく人民開化いにしへは国程新聞紙盛に行られは
又国政正しからぬ奸詐を以て民を使ひい私の惡風有之国
にてハ新聞紙に実事を書記されいを嫌ひ折〻妨げを致
しは私の事有之夫故新聞局の多少を以て其国の優劣を判
ちい事に此度は且又小生輩の如く数年故郷を離れ萬里外
に客居いにしへ居はていハ本国飛脚船の参りい度毎に新聞紙
の来るを待兼は事霖雨中に日光を望むる如くに此度は新
聞紙の外孤客の情を慰めいと寫真の画像に此度は毎〻船
便に寄せ来りい父母妻子朋友の像を見ていハ其壮建無事な

るを知りて安堵いにしへは或時も獨居岑寂に堪兼は節も朋
友の肖像を反復展覧いにしへは直に其人に對話いにし
へは如く旅中の憂苦を忘るやはは貴君先年写真鏡の書を著述
致され今年又新聞紙を創業有之は実に文明開化を助くる
の功少からぬといふべく旅客の情を楽ましむる恵浅から
ぬといふべし希くは怠慢なく此勉強に下度は以上

閏四月日

柳子曰本文過誉吾何そ之に當るに足らんや然ともも
旅客只新聞と写真を以て岑寂を忘るといへる真情深
く心に感を依てこれに附記するのみ

○外国人書状の抄訳

六月十四日日本閏月廿四日出

局外中立の規則ハ万国の公法ニして他邦人をして国内の事ニ手を措さざらしむる為の藩籬あり近年亞墨利加内乱の時も各國此法を守り又日本にても三年前長門の諸侯ミカド及び　大君ニ敵對せし時ハ各国亦其法ニ遵へり米利堅の南部も日本の長門も均しく其政府ニ叛きたるものあれとも各国より敢て政府を援くる事なし況や此度をミカドと　大君政府との確執にて　大君ニ対し北部の諸侯是ニ属し　ミカドニハ南部の諸侯これを助くるニ於てを

や一両日前奥州生糸を産する地の商人此地ニ来り去る六月八日即日本閏四月十八日より野州ニ於て戦争始まり其勝敗を詳ならざれとも是より大合戦ニ成るべしと云へり然れといまだ鎮定せしニも非ずして追々双方其実力を較もるニ至るべし然れ共数月の後を必を南北いつれの方ニ終ニ一紗をべし或ハ言ふ結局日本南北二部ニ分れ大坂以南を　ミカドの所領とし京都以北ハ　大君の領地とありて講和をるニ至らんと此見尋常の議論ニ超えて奇拔といへべし是を或る日本人　有栖川宮へ建言せし説の由なれ其書を吾ゞ友人日本文字を解する者既ニ目撃せりと

云ふ不日ゝ新聞局ゝ於て英文を以て公行ゝべしと思ふ
○六月十三日日本国四月廿三日東久世及ひ鍋島より各国
公使へ書状を送り国内の戦争ゝ既ゝ平定せし故ゝ公使ゝ
り兼〻觸を置きゝる局外中立の規則を取戻し向後ハ武器
等を　ミカド政府へ賣り又　ミカド方ゝて船を雇ふ事差
支あき旨布告ありゝき旨往復数回ゝ及ひしゝゝゝ其事未
整ゝん
○閏四月廿二日亞墨利加商人所持の蒸気船カガノカミ南
黨の兵五百人を乗せて北国ゝ趣うんとし既ゝ出帆せし処
合衆国の海軍士官ミニストルの令を奉し此船を引戻し乗

辺の兵を上陸せしめゝり又英国の蒸気船オーサカといふ
同名の船二艘あり其一艘ゝ兵庫より兵卒を載せて廿三日
の暁天ゝ當港へ入津せしゝゝ英国ミニストルの命を以て取
押へゝり今一艘のオーサカゝ此日石炭を積込ミ出帆の用
意ありしを見て或る公使より英公使へ書を贈りて心附け
ゝり然るに此船も亦南兵ゝ雇ゝゝ事相叶ざるべし
○中立の規則を取戻しゝき旨頻ゝ鎮臺より懇望ありゝを近
日會議ありべし然るゝも公法ゝ私情を以て動ゝべき者
ゝ非れば如何ゝの議論ありゝも遂ゝ中正至公の理
ゝ帰するの外あるべし

○

江戸の或る士官一封の書翰を我が新閑局へ寄贈せり其文を善良なる日本人の意思を述ふ看官之を讀まば都下の人士我が兵力の弱くして外捍も内衛も足らざるを憂ふるの実情を觀るよ足るべし其文よ曰く

法蘭西教師の訓導を受けたる日本士官の事よ付き我が兵制を成就せる為めよ我れ一説あり宜しく之を此新閑よ出もべし我是嘗て兵制及ひ兵制の理合を説ける欧羅巴書籍数部を讀みしが法蘭西教師の指圖を受けて稽古せしより日本よて採用もべき諸事を明亮よ悟り得たり

我等從来小銃大砲の運用を精密よ知れハ好き兵を得へしと思ひ並よ裝束の事を餘りよ大切よ思ひ過ぎたる大よ誤まり若し兵士をして法則を守らしめて程善くこを引率せる士官ならざれハ裝束の整ひ屯所内よて善く調練したる兵士ありとも総て無用よ属を我嘗て讀みし書中よ七十年前法蘭西国内乱の時少壮の人を以て兵隊を取立て甚と粗ある衣服よて持具も十分ならず食料も甚と惡しき記されて手一杯よ取立たる兵士ありて其時仏蘭西ハ會計向甚と難渋ありしあり然まとも此少壮の輩僅よ武藝の稽古を知りて者よて給金少く衣服持具食料皆悪しきれとも其出陣の

始よりして毎度天晴の勝利を得たり諸種の学に達し本国を守衛する為めに右の勇猛なる農民の頭に立ち戦を善くする士官ならざりせば此の如き驚くべき功績を為す事難かりしなるべし法蘭西国に於ては其諸科の学校ありて其学校より此の如き才能錬熟の士官を出せり此士官と厳粛なる規則とに依て法蘭西の新募少年兵堅固に仕立てる欧羅巴の老練兵に克捷せしなり

日本国に於て軍兵を成就し得べき着実なる士官を得んと欲せば好き兵学校を設くるを要とし先づ兒童の小学校を建て其教導の仕方は他日諸科の学に進み易き様に行ふべし

此小学校より出る少年武人と為らん事を次とする者は尋て欧羅巴の法を以て設けたる兵学校に入るべし右の兵学校は云まで好士官を製造する場所なり此場所を設くる同時に於て兵隊須要の諸物を製造する局を成就せざる可らず製鉄場は一種別科の士官必要にして其伎倆の教導は餘の諸科と同く漸くに法蘭西教師の尽力にて為べきなり

我が朋友の中に使節の一員とありて欧羅巴へ往き埃及を経歴せし者なり其人の話を聞きしに埃及にて四十年以来今以て法蘭西の教師傳習を為せりと云へり右教師の力にて埃及政府をして速に上達せしめしと疑なし蓋し此国

も往日実に土耳其の藩属にてありしれども軍兵の成就し
るに依て獨立の國とあり我又嘗て欧羅巴の書中に
云へるを見るに好き軍兵も唯外防に備ふるに要用あるの
みならず又国内の寧謐礼序を保護するに在り是れ実に善
良なる日本人の明らに見る所あらずや右の事に付き是迄
一切忽慢し来るも辨を待たずして明あり
一例を挙て云へも我国の守衛兵も悪黨の所業を探知する
事甚だ速あり然れども之を防ぐに力足らざる事往々之
ならず好き兵隊を備へざれば用に足るの守衛あ一凡そ文明
の諸国に於ても一般の礼序を保護する為めに老練しる

諸級の兵を用ゆ此輩も兵隊の中に在て法則に熟し好き行
状に慣と理に叶へる勤方に達せり故に欧羅巴に於ても武
人他の文官の勤方をも能くするあり武職を辞しる老兵
士老下士官並に士官も他の諸勤向に於て端正精密に其分
を尽すあり
数年の間に外国人日本国の其期なる所の景況即ち聰達貴
重の国柄と為るを称する場に至るを要を我国直ちに欧
羅巴と同様に成るべき事こそ難うべしと雖も好き軍兵
を備ふれば外国の暴侵を防ぎ且外国人不正の強談に及ぶ
事ありとも必らず同盟の救助を得べし且又堺及ひ京都に

て行ひ一如き殺害を為を日本の暴人を防き得へし此の如き殺害ハ徒ら外国人ら卑視せらるゝのみあり
日本國方今騒擾甚と進歩を妨く尤も憂べき所なり斯く厭ふべき手段を以て日本の首族を衰弱せしむる国内の紛争終る時を冀くも外国人をして笑もしむる此不幸を速ら除うんことを冀くハ速ら和平ら至り我ら国人分立をることあく合して一体とあり世界萬国ら敬重せらるゝら至らんこと

○追加

十日程以前の事あり神戸ら英人一人和蘭人一人浪人ら襲われ英人を幸ら免もれとも蘭人を深手を負ひたる由の報告なり

○西御丸らおいて　大総督府ら　仰出の趣

旗下帰順之輩自今　朝臣ら　仰付ハ間此段相達ハ事

五月

○

都より打手のハいくさ東ら下らせたまひしとも
天朝の厚きはめくみと　前将軍公の深きはつくしみら

よりていつもしも災を免れ侍りけることのいとありがたさにうくあん　新聞紙をなきあゝ書肆某

新しき文の林のさゝゆるも皆あるきみのはうけ也うう

さつきのころ思ひてけ侍りて　うみ人しらず

五月雨はおろ〳〵空のうき雲もまれあゞさゝ名をてしう

うらあ

中外新聞第三十四号終